

事業承継に向けた新たな一步をサポート！

岩手県事業承継補助金

岩手県内の小規模事業者等が、第三者承継に向けて
専門家等を活用する取組を支援します！

補助事業	<p>譲渡予定の事業者（売り手）が専門家等からの助言を受けることによって、役員・従業員以外の第三者への経営資源の引継ぎ（事業譲渡）を進める取組</p> <p>例）・専門家による指導享受・経営分析業務の委託・企業価値評価業務の委託 ・マッチングプラットフォームの利用・M&A契約に伴う表明保証保険の利用 等</p>								
活用イメージ	<p>老舗の和菓子・洋菓子店は、後継者がいないものの、創業以来築いてきた地域への貢献度と親しみやすさ、雇用の継続を希望している。 そのため、経営状況・経営課題の現状把握に伴う専門家の活用、M&Aマッチングプラットフォームへの登録・利用により、円滑な第三者承継に向けて準備を進める。 ＜補助金の使途＞ 謝金、旅費、システム利用料</p>								
補助対象者	<p>岩手県内に主たる事務所又は工場等を有する小規模事業者及び個人</p> <p>※小規模事業者の定義</p> <table border="1"><thead><tr><th>業種分類</th><th>常時使用する従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業除く）</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業</td><td>20人以下</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>20人以下</td></tr></tbody></table> <p>※以下に該当する必要あり</p> <ul style="list-style-type: none">・役員や従業員以外の第三者への事業譲渡を検討している譲渡予定者であること。・申請時点で、第三者承継に向け、支援機関や専門機関等に相談し、対応を受けている等一定程度の準備を行っていること。・補助事業実施期間内に、専門家からの助言を受け、譲渡予定者が実施する取組をまとめたアクションプランを策定すること。	業種分類	常時使用する従業員数	商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業除く）	5人以下	サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業	20人以下	製造業その他	20人以下
業種分類	常時使用する従業員数								
商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業除く）	5人以下								
サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業	20人以下								
製造業その他	20人以下								
補助上限額（補助率）	50万円（2分の1）								
補助対象経費	謝金、旅費、委託費、システム利用料、保険料、許認可取得関連費 など								

応募にあたっては、事前に支援機関による事業計画等の確認が必要です。
応募をご検討の方は、公募要領等をよくお読みいただき、
余裕をもって申請手続きを行ってください。

<お問い合わせ先>

岩手県商工会連合会 企業支援グループ 事業承継補助金担当

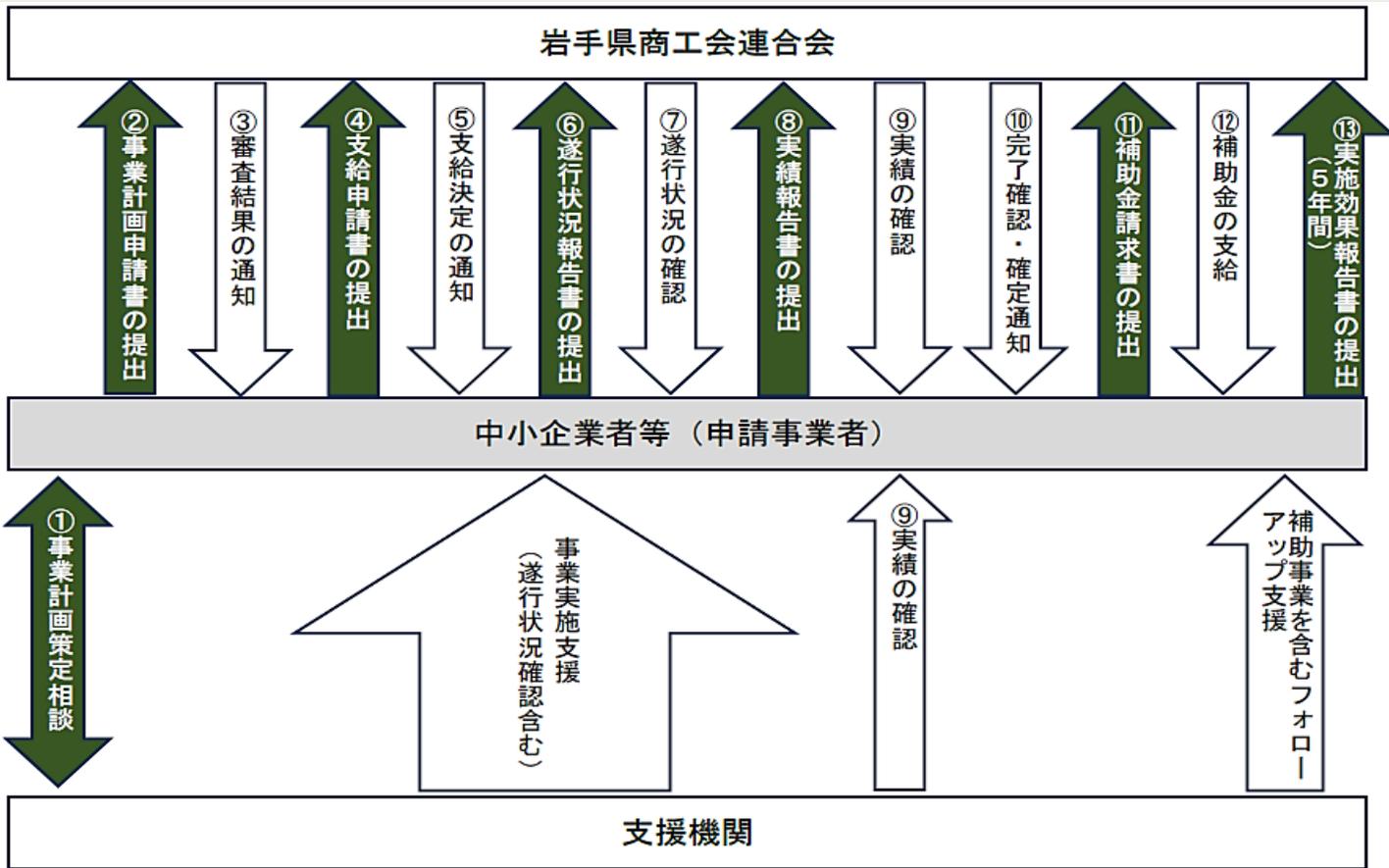
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-3-8

TEL：019-622-4165

✉ i-shoukei@shokokai.com

FAX：019-654-3363

事前準備から事業終了までの流れ



※支援機関

- 県内9商工会議所 ● 県内25商工会 ● 岩手県中小企業団体中央会
- いわて産業振興センター（岩手県よろず支援拠点） ● 岩手県信用保証協会
- 日本政策金融公庫（盛岡支店、一関支店、八戸支店）、岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫、宮古信用金庫、一関信用金庫、北上信用金庫、花巻信用金庫、水沢信用金庫

補助事業実施期間

支給決定日から2026年1月30日（金）まで

応募申請手続き

提出書類	<p>応募様式、補助対象経費の見積書、直近2期分の決算書の写し 等</p> <p>※応募様式及びその他必要書類は、岩手県商工会連合会ホームページからご確認ください。</p>	
提出方法	<p>各提出書類1部を岩手県商工会連合会へ郵送または持参</p> <p>※郵送の場合、締切日当日消印有効</p>	
提出先	<p>〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目3-8</p> <p>岩手県商工会連合会 企業支援グループ 事業承継補助金担当あて</p>	
応募申請受付期間	<p>令和7年9月1日（月）～令和7年10月17日（金）17時</p>	